

# 2025 年度 創造的技術開発事業（研究開発支援事業） 補助金募集要項

## 1. 事業概要

単独の中小企業者又は複数の中小企業者等が共同して新分野進出を図る場合、新製品開発や新技術研究を行う費用に対して、その費用の一部を助成します。

## 2. 募集期間

2025 年 4 月 7 日（月）～2025 年 12 月 26 日（金）

※ただし 2026 年 3 月 13 日（金）までに事業が完了し、実績報告書を提出する場合に限ります。

## 3. 補助対象者

次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者であること
- (2) 市税を滞納していない者であること
- (3) 市内に本社または事業所を有している者であること  
(グループ申請の場合は、本市に本社又は主たる事業所を有する中小企業者が、グループ構成者の 2 分の 1 以上であること)
- (4) 中小ものづくり高度化法に基づく特定ものづくり基盤技術を有している者であること  
(グループ申請の場合は、特定ものづくり基盤技術を有する中小企業者を含むグループであること)

※中小ものづくり高度化法に基づく特定ものづくり基盤技術

中小企業庁HP <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/shishin.html>

## 4. 補助対象事業

中小企業者等が自ら行う新製品開発や新技術研究事業のうち、新規性や独自性があり、またその事業が具体的な市場ニーズに基づくもので、今後の事業化とその市場性が見込まれる事業であるもの。

※次に掲げる事業は、補助対象となりません。

- ・ 製品開発や技術的課題の解決方法そのものを外注又は委託する事業
- ・ 既に研究開発が完了し、製品の量産化が主な目的である事業
- ・ 既存技術や製品の軽微な改良である事業
- ・ 生産設備等の機械装置の導入が主な目的である事業
- ・ 販路開拓のみを行う事業
- ・ 国（特殊法人等を含む。）や県等の助成と重複する事業
- ・ 公序良俗に反する事業

## 5. 補助対象経費

### ① 原材料費

原材料及び副資材の購入に要する経費

※他の用途への転用不可

### ② 機械装置費

機械設置の購入、改良、借用に要する経費

※通常の製品製造、検査、測定など、補助事業以外の目的に用いることは不可

### ③ 工具器具費

工具・器具の購入に要する経費

※他の用途への転用不可

※通常の製品製造、検査、測定など、補助事業以外の目的に用いることは不可

### ④ 委託費

外部の機関に開発の一部を委託する経費

例：開発、試験、デザイン開発、専門家依頼謝金等

※委託費と外注加工費の合計額は、補助対象経費の2分の1を上限とします

※外部の機関が機器・設備等を購入する費用は除く

### ⑤ 外注加工費

原材料等の再加工・設計及び分析・検査等を外注した場合の経費

例：製造・改造・加工、試料の製造、分析鑑定等

※委託費と外注加工費の合計額は、補助対象経費の2分の1を上限とします

※外注先が機器・設備等を購入する費用は除く

### ⑥ 技術導入費

技術研修又は専門家からの指導に要する経費又は産業財産権の導入に支払われる経費

※新技術（新製品）開発、研究に当たって、特に必要と認める経費

例：知的財産権関連経費、国際規格認証の取得に関する経費、

開発した製品等の特許・実用新案等の出願、他の事業者から譲渡、実施許諾経費等

### ⑦ 運搬費

運搬料、宅配・郵送料等を支払いに要する経費

### ⑧ その他塩尻市振興公社理事長が認めた必要経費

※次に掲げる経費については、補助対象となりません。

- ・ 交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したもの
- ・ 年度を越えて発注、購入、契約等をしたもの
- ・ 研究開発にかかる人件費、旅費交通費、会議費
- ・ 通常の生産活動のための設備投資の費用や、文房具などの消耗品代等
- ・ パソコン、プリンタなど汎用性のあるもの
- ・ 本事業で制作した試作品等を有償で譲渡した場合の経費（試作品の展示会への出展、顧客等への無償譲渡や無償貸与は可能）
- ・ その他、社会通念上不適切と認められる経費

## 6. 補助率等

補助率 補助対象経費の3分の2以内

補助上限額 1企業につき50万円以内(グループ申請の場合は、1グループにつき50万円以内)

## 7. 応募件数

同一者での申請は年度内で1件とします。

## 8. 提出書類

### 【交付申請時】

交付申請書、補助事業実施計画書、直近の決算書(個人事業主の場合は所得税確定申告書の写し)、その他必要とする書類

### 【実績報告時】

実績報告書、収支精算書、事業報告書、開発した製品等の写真、領収書等支払いの証明ができるもの、市税完納証明書、その他必要とする書類

## 9. 審査方法、結果の通知

申請後は事務局において書面審査を行い、必要に応じて直接申請者に対してヒアリングを行う場合があります。その後「創造的技術開発事業補助金審査会」にて審査を行い、予算の範囲内にて採択します。

審査結果については、別途文書にて通知します。

## 10. 実績報告、補助金の支払い

事業終了後、所定の様式により実績報告書を提出していただきます。

なお補助金の支払いは精算払いのため、実績報告書提出後の審査を通過した後、お支払いすることとなります。

## 11. 事業成果の公表、報告等

補助を行った中小企業者等について、事業成果等を公表する場合があります(特許等の出願予定は除く)。

## 12. 提出及び問い合わせ先

一般財団法人塩尻市振興公社(塩尻インキュベーションプラザ)

地域産業イノベーション事業部 担当:堀内靖男、服部あき

〒399-0737 塩尻市大門八番町1-2

電話 0263-51-1920

FAX 0263-51-1921

E-Mail kougyou@shiojiri.com